

空き家バンク

登録しませんか？



「空き家バンク」とは、
空き家の売却や賃貸を希望する
方から提供を受けた空き家情報を、
空き家の購入や賃借を希望する方へ
提供するための制度です。
空き家の情報は、市のホームページ
などで公表し、発信していきます。
**空き家をお持ちの方、興味のある方
は、ぜひご相談ください！**

空き家バンクのしくみ



※空き家所有者と利用希望者との交渉・契約については、市は関与いたしません。

なお、市は本宮シルバー人材センターと空き家の維持管理に関する協定を締結しております。
空き家の維持管理にお困りの方は、下記の相談窓口にご連絡ください。
空き家の維持管理（有料）を本宮シルバー人材センターに依頼することができます。

本宮市役所 建設部 建築住宅課

TEL : 0243-24-5393(直通)

FAX : 0243-34-3138

H P : <https://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/50/akiya-bank.html>



お気軽に
ご相談
ください！

空き家バンク
ホームページ
はこちら



我が家が 空き家にな ってしまったら。



空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。

空き家は放置せず、「**仕舞う**」・「**活かす**」で住みよい街に。
除却 活用

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

\\ 空き家発生! //



管理不全空家

窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。



特定空家

そのまま放置すると倒壊等のおそれがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。



空き家対策 国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/akiya-taisaku/index.html>

2次元
バーコードから
簡単アクセス

